

## 資料 3

### 多治見市の「是正請求手続条例」について

#### <概要>

多治見市は、平成21年12月15日「多治見市是正請求手続条例」を制定し、「自治基本条例」に盛り込まれた内容を条例で実現しました。

「市政基本条例」を受けた条例ということであり、併せて、その際に「市政基本条例」を一緒に改正して該当する項を設け、根拠規定を「市政基本条例」で置き直す取り組み。

#### <成立の過程>

- ① 2001年に首長の附属機関としてオンブズパーソンを設置する一般的な条例案
- ② 2005年に市政に関する権利侵害の申し立て及び公益通報に関する条例案  
※2度の条例提案がなされたがいずれも不成立
- ③ 2008年「多治見市是正請求手続条例」成立

オンブズパーソン：行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うことを職務とする者。 行政監察委員。

※権利救済制度については、第169回国会に提案された行政不服審査法の全部改正及び行政手続法の一部改正への対応も見据えた対応

※行政不服審査法改正案（2008改正法案）→ 第171回国会で廃案

#### 【行政不服審査法改正案の内容】

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、

1. 不服申立ての種類の一元化（異議申立ての審査請求への統合）、審理の一段階化（再審査請求の廃止）
2. 審理員による審理手続の導入、行政不服審査会等への諮問手続の導入
3. 標準審理期間の設定、審査請求期間の延長等の措置を講ずる。

#### <仕組み>

（新）行政不服審査法における第三者機関（条例設置）及び審理員（職員）による審理手続に準じます具体的には、

- ア 不服等がある市民の方が申立を行います
- イ 申立を受けた市長等は、調査にあたる職員（審理員）を指名します
- ウ 審理員は、申立人と行政の双方から意見を聴くなど、調査を行います
- エ 審理員は、調査結果に基づいて市長等に意見書（申立人の意見が正しい、又は、行政の意見が正しい、など）を提出します
- オ 意見書の提出を受け、市長等は、有識者などで構成された第三者機関に諮問します
- カ 第三者機関は、調査、審議のうえ、市長等に答申をします
- キ 市長は、答申に基づいて決定をします

#### <ねらい>

ア 類似した役割を一つのパッケージとして提供します

※①根拠法の違い〔行政手続法、（新）行政不服審査法、経過措置で適用される（旧）行政不服審査法〕、②行政処分と行政処分以外の決定との違いを吸収して分かりやすくします

イ 類似した役割で同じレベルの公正性を担保します

※（新）行政不服審査法の仕組みを他の領域に延長します

ウ 一つの仕組みで実現することで、簡素化を図ります

<参考>

【多治見市市政基本条例】

(権利救済制度)

第30条 市は、市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、権利救済制度を設けなければなりません。

2 市は、次の職務を行う権利救済機関を設置しなければなりません。

(1) 市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して勧告を行うこと。

(2) 市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。

3 権利救済機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。

4 権利救済制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

議第138号 多治見市市政基本条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

多治見市市政基本条例第30条に基づく個別条例として、多治見市是正請求手続条例を制定するに当たり、その制定趣旨を権利救済に限定せず、幅広く市に対して是正を求めるものとするため、多治見市市政基本条例の一部を改正することとする。

2 改正内容

第30条において整備を定める制度を「権利救済制度」から「是正請求制度」に改め、制度の趣旨に「市政の適正な運営に資する」旨を加えるとともに、「権利救済制度」を「是正請求制度」に改める等の所要の改正を行うこととする。

<関連して制定された条例及び規則>

- ・多治見市是正請求手続条例
- ・多治見市是正請求審査会規則
- ・多治見市是正請求手続条例施行規則

<国の行政救済制度検討チームで引き続き検討中>

1. 行政不服審査法の改革など行政救済制度のあり方を検討するため、総務大臣と内閣府特命担当大臣（行政刷新）を共同座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政救済制度検討チーム」が開催され、行政不服審査制度改革について審議が行われている。

〔検討課題〕

- I 行政不服審査法の改革
- II 不服申立前置の全面的見直し
- III 地方における新たな仕組みの検討